平成２７年（フ）第６２号
愛知県稲沢市長野１丁目４番１―205号
債務者　籠田　君代
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５８号
福岡市東区香椎５丁目32番４―101号
債務者　藤野真奈美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８１号
福岡市東区舞松原１丁目14番４－５号
債務者　菊池　さよ（旧姓明星）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９４号
福岡県宗像市鐘崎220番地３　県営鐘崎団地１棟702号
債務者　正好　慶子（旧姓高添）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９６号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目11番８号　コンフォート吉塚Ⅲ Ｂ201号
債務者　石松　英之
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９９号
福岡市中央区笹丘２丁目１番27号、前住所福岡市中央区那の川２丁目７番２―803号
債務者　久冨　亮太
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０５号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目30番36―405号、前住所福岡県太宰府市観世音寺２丁目10番10号　グリーンヒル観世弐番館203号
債務者　石見　隆徳
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０７号
福岡県朝倉市長渕599番地５
債務者　大塚　裕己
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０９号
福岡市東区城浜団地70番501号
債務者　木子真由美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１４号
福岡県古賀市今の庄１丁目26番16号　セジュール・ジュネス201号
債務者　大原　若奈
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１９号
福岡市中央区清川３丁目９番３号
債務者　大石　善子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２０号
福岡市東区千早２丁目19番１―124号
債務者　行實　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２２号
福岡市博多区住吉５丁目６番３―1203号
債務者　西出　五子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３３号
福岡県宗像市ひかりヶ丘７丁目２番地34
債務者　今村　　充
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３５号
福岡県大野城市下大利団地37番202号
債務者　立石　静枝
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３６号
福岡県春日市塚原台１丁目61番地２
債務者　早瀬　千絵
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４２号
福岡市中央区清川２丁目19番６号
債務者　川原　　亨
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部